毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する報告書(平成31年1月22日)概要

統計の専門家を委員長とした外部有識者による「毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会」による報告書。

○ 延べ69名の職員・元職員に対するヒアリングや関係資料の精査等を踏まえ、毎月勤労統計調査に係る様々な問題、指摘等について、事実

関係とその経緯や背景を明らかにした上で、これに対する責任の所在について委員会として評価。

事実関係

①少なくとも平成8(1996)年以降、調査対象事業所数が公表資料よりも1 割程度少なかった。

②平成16(2004)年1月調査以降、東京都の規模500人以上の事業所につい て抽出調査としたが、調査年報の「全数調査」という記載と相違。 平成29(2017)年に変更承認を受けて以降は、調査計画に記載された内

容(「全数調査」)に違反。

③平成16(2004)~29(2017)年調査までの東京都の規模500人以上の事業所 等について、抽出調査をするも、集計上必要な復元処理が行われず。

④平成16(2004)~23(2011)年調査の再集計に必要な資料の一部の存在が確 認できない。

⑤平成23(2011)年に変更承認を受けた調査計画に記載された内容(調査 対象事業所数、全国統一の抽出方法)どおりに調査が行われなかった。

⑥平成27(2015)年調査の事務取扱要領から、東京都の規模500人以上の 事業所について抽出調査とする旨が記載されなくなった。

⑧平成29(2017)年に変更承認を受けた調査計画に記載された内容(規 模500人以上の事業所は全数調査) に反し、平成31(2019)年調査で抽 出調査を東京都で行い、さらに3府県で行おうとした。

(7)平成30(2018)年のサンプルの入替方法の変更に併せ、東京都の規模

500人以上事業所の抽出調査に復元処理を行うシステム改修。

⑨平成30(2018)年9月にサンプルの入替方法の変更に伴う数値の上振れの 指摘を受けた際、統計委員会に、復元を行うこととしたことを説明せず。

課長級職員を含む職員・元職員は、事実を知りながら漫然と従前の取扱を踏襲。

関係職員の対応と評価等

部局長級職員も実態の適切な把握を怠り、是正せず。 適切な手続を踏まなかったこと、復元処理を行わなかったこと、調査方法を

明らかにしなかったことについて、統計調査方法の開示の重要性の認識、法 令遵守意識の両方が欠如 (平成29(2017)年の変更承認以降は統計法違反)

・抽出調査の開始時には、規模30人以上499人以下の事業所についての平成 15(2003)年までの集計方法の廃止※に伴う調査対象数の増加の抑制に配慮。

※全体のサンプル数が限られている中、標本数の多い特定の地域・産業の実質的な 抽出率を半分にし、他を増やすことによって同程度の確からしさが得られる手法。

・抽出率の変更担当からプログラム担当への作業発注・フォローアップの過程 で連携ミスや誤りが生じやすい体制。管理職は、システム改修を部下に任せ きりにし、問題の把握を怠り、適切なプログラム改修が実施されなかった。

・一部、標準文書保存期間基準等に反する不適切な取扱いがあった。 他方、再集計に必要なデータ等の一部は、保存期間が満了。 ・これまで公表してきた調査方法を調査計画に安易に記載したという認識。 (平成23(2011)年の変更承認以降は統計法違反)

・実作業に影響ないと、課長級職員が判断し、決裁や上司への相談を経ずに対応 したのは不適切。他方、供述によれば、隠蔽しようとする意図までは認められず。

・課長級職員は、サンプルの入替方法の変更が機能するようシステム改修を指

示。供述によれば、抽出調査を隠蔽しようとする意図までは認められず。 ・サンプル数が多い県については、統計上問題ないと担当が判断し、東京都と 同じように実施しようとした。課長級職員は法令遵守意識が欠如。部局長級

職員も決裁権者としての責任を免れず。 ・前任者の誤った認識に基づく引継ぎにより、復元処理をするようになったこ

とを説明しなかった。 ○ 常に正確性が求められ、国民生活に大きな影響を及ぼす公的統計で、統計法違反を含む不適切な取扱いが長年継続し、公表数値に影響を

与えたことは言語道断。行政機関としての信頼が失われた。 統計の正確性や調査方法の開示の重要性等、担当者をはじめ厚生労働省の認識が甘く、専門的な領域として「閉じた」組織の中で、調査

設計の変更や実施を担当者任せにする姿勢や安易な前例踏襲主義など、組織としてのガバナンスが欠如。 ○ 統計に携わる職員の意識改革、統計部門の組織の改革とガバナンスの強化、幹部職員を含め、組織をあげて全省的に統計に取り組むため

の体制の整備等に取り組むべき。今後、引き続き具体的な再発防止策等を検討。 ○ 本報告書における事実関係、評価等に基づき、厚生労働省が猛省し、関係職員の厳正なる処分が行われることを望む。